

議決した案

本会議で賛否の分かれた議案については◆印で表示し、賛成、反対それぞれの会派名を記載しています。

可決したものの

★区長提出議案

- ◆平成26年度練馬区繰越明許費繰越計算書の報告について
- ◆平成26年度練馬区事故繰越し繰越計算書の報告について
- ◆区長の専決処分事項の承認について(練馬区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- ◆区長の専決処分事項の承認について(練馬区第六出張所(旭町保育園その他併設)耐震補強および大規模改修工事請負契約の一部変更について)
- ◆区長の専決処分事項の承認について(練馬区第七出張所(田柄第二保育園その他併設)耐震補強および大規模改修工事請負契約の一部変更について)
- ◆練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- ◆平成27年4月1日に施行された改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき任命する新教育長の給料の額を月額85万4千円とする。
- ◆賛成 自民党 公明党 民主無所属 維新 無所属
- ◆反対 共産党 生活ネット 市民の声 オンブズ 市民ふくし
- ◆練馬区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- ◆行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、区が保有する特定

定個人情報報の適正な取り扱いの確保と特定個人情報報の開示等を実施するために必要な措置を講ずるなどのため、所要の改正を行う。

◆賛成 自民党 公明党 民主無所属 市民の声 維新 無所属

◆反対 共産党 生活ネット オンブズ 市民ふくし

◆練馬区事務手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カードおよび個人番号カードの再交付に係る事務手数料を定めるなど、所要の改正を行う。

◆練馬区特別区税条例の一部を改正する条例

◆練馬区立練馬文化センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉学園ホール条例の一部を改正する条例

館時間を拡大するため、所要の改正を行う。

◆賛成 自民党 公明党 民主無所属 市民の声 維新 無所属

◆反対 共産党 生活ネット オンブズ 市民ふくし

◆練馬区立児童クラブ条例の一部を改正する条例

東大泉児童館児童クラブ、東大泉児童館第二児童クラブおよび平和台児童館児童クラブに指定管理者制度を導入するとともに、これらの児童クラブの保育および指導時間を延長するほか、「ねりっこクラブ」として規定する児童クラブなど4か所の児童クラブをこの条例から削るなどのため、所要の改正を行う。

◆練馬区ねりっこクラブ条例

練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」を平成28年度から実施することに伴い、事業の実施場所、利用の手続等必要な事項を定めるため、条例を制定する。

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

◆地域医療構想の策定に関する意見書(6面に全文を掲載)

◆「安全保障関連法案」の国会での成立を断念するよう求める意見書

◆賛成 共産党 生活ネット 市民の声 オンブズ 市民ふくし

◆反対 自民党 公明党 民主無所属 維新 無所属

◆練馬区副区長選任の同意について

黒田叔孝氏を副区長に選任することに同意を求める。

◆賛成 自民党 公明党 民主無所属 維新 無所属

◆反対 共産党 生活ネット 市民の声 オンブズ 市民ふくし

◆練馬区教育委員会教育長任命の同意について

河口浩氏を教育長に任命することに同意を求める。

◆賛成 自民党 公明党 民主無所属 維新 無所属

◆反対 共産党 生活ネット 市民の声 オンブズ 市民ふくし

◆総合・災害対策等特別委員会の設置について

◆医療・高齢者等特別委員会の設置について

◆清掃・エネルギー等特別委員会の設置について

◆交通対策等特別委員会の設置について

◆練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例

◆外国人の人権が十分尊重されることを求める意見書(下に全文を掲載)

◆障害者の訪問系サービスに係る国庫補助金の削減等に関する意見書(下に全文を掲載)

◆区外施設への議員派遣について

◆練馬区監査委員選任の同意について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

◆練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について

意見書

第二回定例会では、3件の意見書を可決し、6月29日に関係機関へ提出しました。

●外国人の人権が十分尊重されることを求める意見書

東京には、現在、約40万人の外国人が暮らしており、都民のおよそ30人に1人に及んでいる。また、東京を訪れる外国人は、平成26年には880万人を超え、過去最多となっている。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京を訪れる外国人の数はますます増加することが予想される。

これらさまざまな国から東京に集まる外国人は、多様な文化や価値観、ライフスタイルを持ち、これらが東京の伝統文化と相まって、自由で豊かな国際都市東京の活力を生み出しているともいえる。

一方、都内をはじめ全国の都市において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなど、外国人の人権が侵害されている事態が見受けられる。

このことは、人権が尊重され、一人ひとりが豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現するためにはあってはならないことである。また、オリンピック憲章では、「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別」を禁じており、この理念を開催都市東京においても実現しなければならない。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、外国人の人権が十分尊重されるよう、ヘイトスピーチ対策を含めた幅広い啓発活動を行うなど、実効性のある対策を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月29日
練馬区議会議長 かしわざき 強

▷あて先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

●障害者の訪問系サービスに係る国庫補助金の削減等に関する意見書

政府は、障害者が地域で自立して生活することを保障する訪問系サービスに対する区市町村への国庫補助金である「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の予算を半減するとともに、その補助要件に関しては、特別区をすべて対象外とし、市町村についても人口および財政力に応じて廃止、削減する方針である。

本来、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める障害福祉サービスについては、人口や財政力にかかわらず、法定負担率どおりその2分の1を国が負担すべきものである。

今回の方針は、区市町村への一方的な負担転嫁であり、区市町村の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなり、断じて容認できない。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月29日
練馬区議会議長 かしわざき 強

▷あて先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(6面につづく)